

●香川県告示第272号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成24年5月25日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 指 定 番 号 中土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成24年5月10日
- 3 指定道路の位置 善通寺市原田町字南五条78番3、78番4、82番2、82番6及び同地先農道
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.10メートル及び5.45メートル
延長 24.88メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。